

※入所申込書を記入される前に必ずお読みください。

令和4年度

放課後児童クラブご案内



みよし市子育て支援課

目次

1. 放課後児童クラブとは・・・P1
2. 対象児童と保護者要件について・・・P1
3. 実施場所等について・・・P1
4. 入所優先基準について・・・P2
 - (1) 通年の入所基準・・・P2
 - (2) 長期休業日の入所基準・・・P3
5. 開所時間・祝日利用について・・・P3～4
6. 休所日等について・・・P4
7. 入所の手続・入所承諾の可否について・・・P4
8. 入所辞退の手続について・・・P4～5
9. 保護者負担金等について・・・P5
 - (1) 保護者負担金・・・P5
 - (2) 保護者負担金の減免申請・・・P5～6
 - (3) 保険料・・・P6
10. 退所の手続について・・・P6
11. 児童クラブへの通所とお迎えについて・・・P6
 - (1) 通常の学校平常日・・・P6
 - (2) 長期学校休業日・・・P6
 - (3) ファミリーサポートによる送迎援助について・・・P6
 - (4) 通所バッジについて・・・P6
 - (5) 『きょうだい下校』について・・・P7
 - (6) 中学生・高校生のお兄さん・お姉さんのお迎えについて・・・P7
 - (7) タクシーによる児童移送事業について・・・P7
12. クラブでの生活内容について・・・P7
13. 欠席の連絡について・・・P7
14. 病気やけがの対応について・・・P8
15. 中途退所、退所勧告について・・・P8
16. 警報発令時等の利用について・・・P8～9
17. 利用にあたってのお願い・・・P9
18. 民間放課後児童クラブについて・・・P10

1. 放課後児童クラブとは

児童が学校から帰った後、家庭や地域社会で健やかに愛護され育てられることが理想ですが、保護者の就労等の状況によっては、家庭での監護養育が難しい場合があります。放課後児童クラブはこうした家庭の児童を対象に自主活動、遊びを中心とした活動を通して健全な育成を図るところです。

2. 対象児童と保護者要件について

下校後、保護者等のいない市内小学校在学中の児童で、保護者のいずれもが次のいずれかに該当すると認められる家庭の児童です。

(1) 対象児童

1年生から6年生までの市内小学校在学中の児童

(2) 保護者要件

- ア 児童の下校後、居宅外又は居宅内で労働することを常態(15日/月以上で内職は不可)としていること。
- イ 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し又は精神若しくは身体に障がい有し、児童の保育が困難であること。
- ウ 長期にわたり、疾病の常態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障がい有する同居の親族を常時介護していること。
- エ アからウまでに類する状態にあると市長が認めるもの。

3. 実施場所等について

児童クラブ名	実施場所	所在地	募集人数	問い合わせ先
中部児童クラブ 第1教室・第2教室	中部児童クラブ	三好町宮ノ越31-4	80人	080-1629-9165
				080-2601-7502
北部児童クラブ 第1教室・第2教室	北部児童クラブ	福谷町坂上18-7	80人	090-2262-0526
				080-2617-1646
南部児童クラブ 第1教室・第2教室	市立南部小学校	明知町上細口27	80人	090-7681-8723
				080-2602-5117
天王児童クラブ 第1教室・第2教室	天王児童クラブ	三好町天王51-48	80人	090-5009-3256
				080-2614-1725
三吉児童クラブ 第1教室・第2教室	三吉児童クラブ	三好町半野木1-27	80人	080-1618-9039
				080-2602-5118
三好丘児童クラブ 第1教室・第2教室	市立三好丘小学校	三好丘7-1	80人	080-1629-9166
				080-2614-1683
緑丘児童クラブ 第1教室・第2教室	市立緑丘小学校	三好丘緑1-1-1	80人	090-2347-4106
				080-2614-1665
黒笹児童クラブ 第1教室・第2教室	市立黒笹小学校	黒笹いずみ3-26-1	80人	080-1629-9167
				080-2602-5898

○放課後児童クラブの運営は事業者へ委託して実施しています。

4. 入所優先基準について

児童クラブ入所の必要度を勘案し、次のそれぞれの入所基準により入所児童を決定します。

なお、児童の帰宅時に保護者が在宅の場合は、次の入所基準のいずれにも該当しないことから、定員割れのあるクラブであっても入所できません。

※同一敷地内に住む70歳未満の祖父母がいる場合は、祖父母も就労等を確認します。

※同順位で定員を超える場合は、低学年、保護者の就労時間の長さ、保護者の就労日数の多さの順に優先します。

※入所不承諾となり待機を希望される場合も下記の入所基準により待機順位とさせていただきます。ただし、家庭の状況等により順番が変わることがあります。

(1) 通年の入所基準

① 保護者の就労等状況

	要件	点数	
1	居宅外就労等 (自営・在学を含み、毎月15日以上 の就労であること。)	保護者の勤務終了時間が午後5時30分以降	10
		保護者の勤務終了時間が午後4時30分以降	9.5
		保護者の勤務終了時間が午後4時29分以前	9
2	居宅内就労 ※1 (自営で、毎月15日以上 の就労であること。)	保護者の勤務終了時間が午後5時30分以降	9
		保護者の勤務終了時間が午後4時30分以降	8.5
		保護者の勤務終了時間が午後4時29分以前	8
3	ひとり親家庭 ※2	ひとり親家庭で就労の為、児童の保育ができない	16
4	保護者の疾病	保護者が長期入院中または心身に障がいがあり、児童の保育ができない	14
5	親族の介護・看病	長期にわたり、疾病の常態にある親族又は精神もしくは身体に障がいを有する親族を常時介護している為児童の保育ができない	12
6	その他	1～5以外で児童の保育に欠けると認めたもの	

※1 自営で、会社等の住所を自宅または自宅と同一敷地内としている場合を指します。内職等、在宅就労は含みません。

※2 ひとり親であっても、祖父母等が同居している場合は該当しません。

※3 時間短縮勤務をしている場合は、その時間を基に要件確認をします。

② 加算項目

	要件	点数	
1	学年	小学1年生	+10
		小学2年生	+8
		小学3年生	+6
		小学4年生	+4
		小学5年生	+2
		小学6年生	+1
2	就労日数	すべての保護者の就労日数が20日以上	+1

(2) 長期休業日の入所基準

① 保護者の就労等状況

	要件	点数	
1	居宅外就労等 (自営・在学を含み、毎月15日以上 上の就労であること。)	すべての保護者が8時間以上就労している	10
		すべての保護者の就労時間が4時間以上8時間未満	9
2	居宅内就労 ※1 (自営で、毎月15日以上の上の就労 であること。)	すべての保護者が8時間以上就労している	9
		すべての保護者の就労時間が4時間以上8時間未満	8
3	ひとり親家庭 ※2	ひとり親家庭で就労の為、児童の保育ができない	16
4	保護者の疾病	保護者が長期入院中または心身に障がいがあり、児童の保育ができない	14
5	親族の介護・看病	長期にわたり、疾病の常態にある親族又は精神若しくは身体に障がいを有する親族を常時介護している為児童の保育ができない	12
6	その他	1～5以外で児童の保育に欠けると認められたもの	

※1 自営で、会社等の住所を自宅または自宅と同一敷地内としている場合を指します。内職等、在宅就労は含みません。

※2 ひとり親であっても、祖父母等が同居している場合は該当しません。

※3 時間短縮勤務をしている場合は、その時間を基に要件確認をします。

② 加算項目

		点数	
1	学年	小学1年生	+10
		小学2年生	+8
		小学3年生	+6
		小学4年生	+4
		小学5年生	+2
		小学6年生	+1
2	就労日数	すべての保護者の就労日数が20日以上	+1

<夏季休業日入所申込での入所期間について>

原則、夏季休業日中を通じて(7月と8月)の入所申込です。

7月のみや8月のみの申込みの場合は、空きがある児童クラブでの受付となります。

5. 開所時間・祝日利用について

(1) 授業日は、各小学校の放課後から午後7時までです。お迎えは午後6時55分までに来所してください。なお、午後6時以降の利用ができるのは、就労証明等により必要性が認められる方に限ります。

(2) 長期休業日(春休み、夏休み、冬休み)、学校の行事等の代休日及び祝日は、午前7時30分から午後7時までです。なお、全クラブで午前7時30分から午前8時までを開所準備時間とし、保育室内で児童を待機させることができます。ただし、午前8時以前と午後6時以降の利用ができるのは、就労証明等により必要性が認め

られる方に限ります。

- ※ 開所時間を守ってご利用ください。また、勤務終了後はすみやかに迎えにきてください。
- ※ 保護者の就労により利用できるものですので、保護者が勤務しない日は利用できません。

【祝日利用について】

休所日以外の祝日は、各児童クラブで実施します。

利用にあたっては事前の申込が必要となります。また、利用申込後に変更される場合は、児童クラブまで必ずご連絡ください。

6. 休所日等について

(1) 休所日

- ・日曜日及び土曜日
- ・5月3日から5月5日まで
- ・8月13日から8月15日まで
- ・12月29日から翌年1月4日まで

(2) 臨時休所・・・自然災害や感染症の流行状況により、臨時休所する場合があります。

(3) その他・・・学級閉鎖の場合、該当学級の児童は児童クラブを利用できません。

7. 入所の手続・入所承諾の可否について

入所期間は原則として4月から翌年の3月までです。それ以外に保護者のやむを得ない理由、定員を考慮して特定期間のみの利用もできます。児童クラブへの入所を希望する保護者は、放課後児童クラブ入所申込書を子育て支援課または各児童クラブ（「3. 実施場所等」を参照）に提出してください。「4. 入所優先基準」に基づき申込書の内容により審査し、入所承認の可否を通知します。

(1) 通年利用は、児童の安全のため原則在学校での児童クラブの入所となります。

(2) 申込期日は、通年利用は前年の11月号、夏季休業日は5月号、冬季休業日は10月号、学年末・学年始休業日は2月号の広報でお知らせします。

(3) **集団生活に不安を感じる場合（障がい・持病等を含む）、事前に子育て支援課までご相談ください。（面談をお願いする場合があります。）**

(4) 随時入所を希望する場合は、入所希望日の1ヶ月前から受付を開始します。ただし、定員に空きがなければ入所できませんので、事前に子育て支援課までお問い合わせください。

○随時入所の場合の入所日の目安

申込書提出日	入所日
1日から15日まで	提出日の翌月1日
16日から末日まで	提出日の翌月15日

(5) 学校の職員室では申込書の配布・受付等を行っておりません。必ず児童クラブにお越しください。

8. 入所辞退の手続について

入所決定通知を受領後、入所者側の理由で児童クラブ入所を辞退しようとする場合は、入所開始日の1週間

前(入所開始日が土曜日、日曜日の場合は金曜日)までに放課後児童クラブ入所辞退届を提出してください。
入所開始日(通年利用の場合は4月1日)以降に辞退届が提出された場合は、実際に児童クラブの利用がない場合でも保護者負担金が発生します。

9. 保護者負担金等について

※保護者負担金は、児童クラブ利用の有無・多少にかかわらず、入所中は月額となります(実際に利用がない場合でも、退所届が提出される日の属する月まで保護者負担金が発生します)。なお、利用開始日が月初または退所日が月末でなくても、日割計算はいたしかねます。あらかじめご了承ください。

保護者負担金は次のとおりです。なお、おやつ(P10参照)、保険料(P6参照)は含みません。

(1) 保護者負担金

区分(時間帯)	対象期間(日)	保護者負担金 (入所児童1人につき)
通常利用 平常時/放課後~19:00 学校休業日/7:30~19:00		月額 5,100円 ただし、8月期は 月額 8,000円
長期学校休業日 (特定期間利用のみ) (7:30~19:00)	夏季休業日 *1	7月期 4,100円 8月期 8,000円
	冬季休業日 *2	3,000円
	学年始・学年末休業日 *3	3月期 3,000円 4月期 2,400円
祝日利用 (7:30~19:00)		1日 600円

※通常保護者負担金には長期休業日の保護者負担金が含まれます

*1 夏季休業日 7月21日から8月31日まで【予定】

*2 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで【予定】

*3 学年始休業日 4月1日から入学式の前日まで、学年末休業日 3月25日から3月31日まで【予定】

[保護者負担金の納付等]

- ① 保護者負担金は、申し込まれた口座から毎月月末に引き落としさせていただきます。ただし、月末が土・日及び祝日の場合は翌金融機関営業日、また、12月は25日の引き落としになります。
- ② 長期学校休業日のみの利用者には、納付書をお渡ししますので、指定日までに市指定の金融機関でお支払いください。
- ③ 祝日負担金は、通年利用の児童は利用された場合のみ翌月の負担金と一緒に口座から引き落としさせていただきます。ただし、3月のみ、利用の有無にかかわらず、申込に基づいて当月負担金と一緒に口座より引き落としさせていただきますので、あらかじめご了承ください。また、長期学校休業日のみの利用者には、祝日負担金の納付書をお渡ししますので、指定日までに市指定の金融機関でお支払いください。

(2) 保護者負担金の減免申請

次の項目に該当する場合は、保護者負担金減免の申請をすることができます。申請書は子育て支援課又は児童クラブにて配布します。

- ① 生活保護法による被保護世帯(単独給付世帯を含む)

- ② **前年度分**市町村民税が非課税となる世帯
- ③ 学校教育法による要保護者又は準要保護者の世帯

審査の結果は後日通知します。

(申請をしないと減免対象世帯であっても保護者負担金が発生します)

※注意

- ・ 申請は年度ごとに行ってください。
- ・ ②による申請で市に審査に必要な課税情報等がない場合は、追加で書類(非課税証明書)の提出をしてください。
- ・ 保護者負担金の減免は、申し出のあった日の属する月(認定が遡った場合は認定月)からとなります。

(3) 保険料

児童クラブ利用中の受傷、あるいは児童クラブとの往復途中での受傷などの不測の事故に対応するため、スポーツ安全保険に必ず加入していただきます。ただし、この保険は医療費を保障するものではなく、見舞金となりますのであらかじめご了承ください。なお、保険加入料金は、保護者負担金とは別に納付いただきます。また、長期休業日のみ利用の場合も加入していただきます。ただし、同年度内の再入所の場合は不要です。納付に関しては、指定日までに市指定の金融機関でお支払いください。なお、土・日や祝日であっても市民情報サービスセンター「サンネット」でのお支払いができますのでご活用ください。

傷害保険料 800円(保険期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

※ 入所承諾通知後、傷害保険に加入します。この手続以降に入所を辞退されても、保険料は納めていただくこととなりますのでご了承ください。

10. 退所の手続について

児童クラブを退所する場合は、退所をする月の末日までに児童クラブ退所届出書を子育て支援課または児童クラブに提出してください。保護者負担金は、退所日の属する月まで発生します。

11. 児童クラブへの通所とお迎えについて

(1) 通常の学校平常日

児童は下校集会后、クラブ室に支援員が連れてきます。帰りについては保護者の迎えを原則とします。

(2) 長期学校休業日

自宅から児童クラブへの通所は保護者で送迎してください。小学生による送迎はできません。

(3) ファミリーサポートによる送迎援助について

夏休み期間中における早朝利用時間前の預かりや、迎えが午後6時55分以降になる場合などは、児童クラブでは対応できません。送迎の援助が必要な場合は、『みよし市ファミリー・サポート』事業制度があります(有料です)。詳しくは、「みよし市ファミリー・サポート・センター(Tel(0561)34-2228 子育て総合支援センター内)」まで、お問い合わせください。

(4) 通所バッジについて

下校時、学校はバッジ(入所説明会で配布予定)と月ごとの利用計画表で児童クラブの利用を確認しますので、利用する日は児童にバッジをつけ、利用しない日はバッジをはずしてください。

(5) 『きょうだい下校』について

同じ小学校に在学のお兄さん・お姉さんがいる場合は、お兄さん・お姉さんの下校時間に合わせて『きょうだい下校』をすることができます。『きょうだい下校』は保護者の責任のもと、所定の手続をした後に実施が可能です。『きょうだい下校』の実施を希望される場合は、子育て支援課または児童クラブで必要書類を受け取ってください。

(6) 中学生・高校生のお兄さん・お姉さんのお迎えについて

中学生・高校生のお兄さん・お姉さんがお迎えに来ることも可能です。中学生のお兄さん・お姉さんによるお迎えを希望する場合は子育て支援課へご連絡ください。高校生のお兄さん・お姉さんによるお迎えを希望する場合は通っている児童クラブへお申し出ください。お迎えをする可能性のある家族は緊急連絡票に氏名・連絡先のご記入をお願いします。

(7) タクシーによる児童移送事業について

みよし市では待機児童解消のために、定員を超える申込のあった児童クラブを希望する小学1年生から4年生までの児童を対象に、定員に余裕のある受け入れ可能な児童クラブへ下校時にタクシーで移送する事業を行っています。移送事業を利用する場合は、移送先の児童クラブでのお迎えとなり、長期休業日及び祝日は移送先の児童クラブへ保護者が直接送ることにより通所していただきます。

※移送事業の利用料金は無料です。

定員を超える申込が予想される児童クラブを希望する方には、別途移送の希望有無についての聞き取りを行っております。

○令和3年度移送実績

移送元		移送先
天王児童クラブ	➡	南部児童クラブ
北部児童クラブ	➡	緑丘児童クラブ

12. 児童クラブでの生活内容について

児童クラブでの活動は、児童の保護及び遊び・自主活動等を通しての育成、指導を目的として、次のような活動を行います。

○室内や戸外で遊ぶ、自主学習をする、班活動・行事を実施する、掃除をする、おやつを食べる。

13. 欠席の連絡について

利用計画表以外の出欠席は必ず学校と児童クラブに連絡してください。

(※タクシー移送を利用する児童は子育て支援課にも)

(当日の変更は、下校時刻の1時間前までにお知らせください。入所児童本人の欠席申出があっても、保護者からの連絡がない場合は安全のため児童クラブにてお預かりしますのでご了承ください。)

14. 病気やけがの対応について

- (1) 学校の保健室を利用することができないため、次の場合は保護者にご連絡します。迎えに来られるまでは、児童クラブにて静養します。
 - ・児童クラブ利用中に、発熱(37.5度以上の場合)、または身体に異常を確認できた場合
 - ・児童クラブ活動中にけがをした場合(簡単な応急手当は行います)
- (2) 薬の服用は放課後児童支援員ではいたしかねます。薬を服用する場合は保護者が児童にあらかじめご指導ください。また、他の児童の誤飲を防ぐため、薬を服用する場合や薬を持たせる場合は支援員へご連絡ください。
- (3) 感染性のある疾病を発症した場合は通所できません。通所を再開するには医師の診断が必要です。その際、診断書は必要ありませんが、長期休業日中のみ「病後通所連絡票」を児童クラブに提出してください。

15. 中途退所、退所勧告について

次の場合は利用できません。利用中にこうした事実が発生・判明した場合、特別な理由があると市長が認めた場合を除き、退所していただきます。

- (1) 利用の対象となる要件を満たさなくなったとき(保護者の退職など)
- (2) 利用の申請等に関し、保護者に偽りその他不正行為があったとき
- (3) 利用を希望する児童が他の利用者及び支援員に危害を及ぼすおそれがあると市長が判断したとき
- (4) 保護者負担金未納のとき
- (5) 現状の支援員では対応できない児童の行為が認められるとき
- (6) 児童の病気・けがを除き長期欠席(1ヶ月以上)した場合や週1~2日のみの利用が継続する場合(入所基準の確認のため就労証明書を提出していただきます。再度審査をし、要件に満たない場合は退所となります。)
- (7) その他入所基準に該当しないと市長が認めたとき

16. 警報発令時等の利用について

(1) 暴風警報及び特別警報発令時における児童クラブの運営

〈学校平常日〉

	警報	学校	児童クラブ	備考
登校前	午前6時までに警報解除	平常どおり	平常どおり	
	午前6時以降も警報が継続	休校	全日休所	
登校後	登校後に警報が発令	4時間目終了まで(給食前)に下校	休所	
	登校後に警報が発令	4時間目終了後(下校) ⇒午後2時30分までは学校待機	午後2時30分以降開所	※利用予定児童のみ 欠席予定の場合は下校

〈学校休業日・代休日・祝日〉

	警報	児童クラブ	備考
登所前	午前6時30分までに警報解除	通常どおり 午前7時30分から開所	
	午前6時30分以降に警報解除	解除の1時間後から開所	※保護者が必ず送迎してください
	午後1時以降も警報が継続	全日休所	
登所後	登所後に警報が発令	発令以降の活動を中止	※早めにお迎えにきてください

- ア 学校登校後に警報が発令された場合、当日、児童クラブを欠席する予定の児童は、他の児童と一緒に下校を行います。児童クラブの利用は利用を予定していた児童のみが利用できます。
- イ 児童クラブ開所後に暴風警報が発令された場合、以降の活動を中止します。できるだけ早く迎えに来てください。
- ウ 児童クラブ開所後に特別警報が発令された場合、即刻クラブを中止し、災害の状況及び気象の状況等に
応じて、原則、保護者への引渡し（保護者の安全が確保できると判断されたら、児童クラブまで迎えにきて
ください。それまではクラブで児童は待機させます。）を実施します。

(2) 緊急不審者情報（引き取り）時における児童クラブの運営

緊急不審者情報により、危険が見込まれる場合は、原則、児童クラブは休所とします。

ア 児童が入所中に緊急情報が出された場合

児童クラブの活動を中止とし、児童を保護者に引き渡すこととします。

ア 児童が在校中に緊急情報が出された場合

児童クラブは休所とします。

ウ 児童が在宅中（学校休業日）に緊急情報が出された場合

児童クラブは休所とします。

17. 利用にあたってのお願い

- (1) 連絡事項がありましたら、連絡ノートに必ず記入してください。なお、連絡ノートは、毎日確認をし、カバンに入れて持参させてください。
- (2) 長期学校休業日等で学校給食の無い日は、児童クラブへ弁当を持たせてください。夏季は保冷剤を使い、傷みにくいものを入れてください。
- (3) おやつは、適切な量を密封できる容器や袋などに入れ、送迎時に翌日の分をお持ちください。学校へおやつの持ち込みはできません。※『きょうだい下校』をする場合は、児童クラブへご相談ください。
- (4) 飲み物はお茶のみ（夏季休業日はスポーツドリンクも可）持参させるようにしてください。ジュース類や炭酸類等は持たせないでください。
- (5) 持ち物には、必ず消えないようにしっかりと名前を書いてください。
- (6) 下校後は教室への入室はできません。教室への忘れ物は、学校へお問い合わせください。児童クラブでは忘れ物の対応をいたしかねますので、ご了承ください。※教職員の働き方改革により、当日中に学校が対応していただけない場合もあります。
- (7) 両親のどちらかが休日の場合は、利用できません。
- (8) 児童の安全のため、児童クラブから児童だけで塾等へ行くことはできません。
- (9) 児童クラブで必要のないお金や玩具などは、持たせないでください。
- (10) 児童クラブの約束が守れない方は、退所していただく場合があります。
- (11) 家庭等との連携が大切ですので、気になる事は何でも結構ですので、支援員にお話してください。
- (12) 児童クラブの開・閉所等については、通所される児童クラブまたは子育て支援課までお問い合わせください。学校へ問い合わせの電話はしないようお願いいたします。

18. 民間放課後児童クラブについて

民間の放課後児童クラブも開設されています。月額利用料及び利用料減免は公立児童クラブの保護者負担金と同じです（別途消費税や入会金などがかかる場合もあります）。

詳細については、直接民間児童クラブへお問い合わせください。

民間放課後児童クラブ

クラブ名	実施場所	所在地	電話	定員
キッズクラブ・クックバラ	ベル三好幼稚園	三好丘4-1-4	36-8699	40人
キッズクラブ・クックバラみよし	キッズハウスみよし	三好丘1-11-5	36-3131	15人
エジソンハウス	桃山幼稚園	西陣取山26-1	32-4443	35人

お問い合わせ先

〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地
みよし市役所 子育て健康部子育て支援課
0561-32-8034(直通) (8:30~17:15)



一人ひとりの行動がみよし市の未来を彩る
AICHI MIYOSHI CITY SDGs

